皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月五日タイ国国王陛下の御誕生日につき、同月四日御祝電を発せられた。

官庁報告

法　　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人跡部敏夫は願により公証人を免ぜられた。（十一月二十日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

新潟市秋葉区新津4516番地**越後天然ガス株式会社**の工場財団に五泉市横町二丁目2053番地１五泉工場の機械、器具等及び新潟市秋葉区新津4516番地新津工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月６日

新潟地方法務局新津支局

証票無効

○　所得税、相続税、贈与税、地価税、消費税、印紙税及び地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

平成24年７月10日交付　第平24―00043号

横浜中税務署　財務事務官　小林　　良　名義分

平成24年11月９日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成 24 年 12 月６日　　国　税　庁

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月６日

芝税務署長　今田　繁雄

届出した者　アマック・ファンディング・リミテッド

事務所等の名称　アマック・ファンディング・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

責任者の氏名　長縄　順一

証明書の有効期限　平成27年10月14日

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月６日

四谷税務署長　町井　　裕

届出した者　R.F.J―ALTS Investments I Limited

事務所等の名称　R.F.J―ALTS　Investments　I Limited

事務所等の所在地　東京都新宿区四谷一丁目19番地２四谷セントラルビル４階

責任者の氏名　森田　　威

証明書の有効期限　平成26年８月20日

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項の規定に基づき、平成24年11月24日から６ヶ月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 12 月６日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

社会保険労務士　内田　泰郎

生年月日　昭和47年３月３日

住所　神奈川県相模原市中央区氷川町11―20

社会保険労務士登録番号　第14060017号

事務所の名称　ガリア労務コンサルティング

事務所の所在地　神奈川県相模原市中央区氷川町11―20

懲戒処分の対象となった行為　「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行った」

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５４８３号

福井県坂井市三国町安島２丁目418

申立人　平田　悦子

本籍福井県坂井市三国町山王３丁目379番地、最後の住所福井県坂井市三国町運動公園２丁目２番２号、死亡の場所福井県坂井市、死亡年月日平成23年９月28日、出生の場所福井県坂井郡三国町、出生年月日昭和22年７月30日、職業無職

被相続人　亡　平田　一美

事務所福井市春山１丁目１番14号　福井新聞さくら通りビル２階　あすわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸川委久子

福井家庭裁判所

平成２４年（家）第３５９号

山口県宇部市山の手町125番地９

申立人　岡部　典子

本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日平成23年10月18日、出生の場所大分県佐伯市、出生年月日昭和21年10月５日、職業無職

被相続人　亡　岡部　　宏

山口県宇部市松島町18―10　太陽生命ビル４階

相続財産管理人　弁護士　近本佐知子

山口家庭裁判所宇部支部

平成２４年（家）第２８５号

大阪市中央区今橋４丁目５番15号

申立人　三井住友カード株式会社

本籍宮崎県日向市大字財光寺2761番地、最後の住所宮崎県日向市大字財光寺3445番地19、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日平成21年２月４日、出生の場所宮崎県日向市、出生年月日昭和31年７月27日、職業不明

被相続人　亡　黒木　吉尋

宮崎県日向市大字財光寺412番地１、事務所宮崎県日向市本町９番19号

相続財産管理人　長友　憲一

宮崎家庭裁判所日向出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第７１８４６号

東京都千代田区丸の内２丁目１番１号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

申立人　宮村　啓太

本籍東京都大田区仲六郷１丁目14番地、最後の住所東京都大田区萩中３丁目５番３号グランデュール萩中804号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成23年９月１日頃から10日頃までの間、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和４年２月８日、職業無職

被相続人　亡　岡田　和子

催告期間満了日　平成25年６月28日

東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１８５５号

東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

申立人　小野寺良文

本籍宮城県加美郡加美町鳥屋ケ崎字山添30番地、最後の住所東京都中央区新川２丁目12番３号サニーパレス京橋、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日平成23年12月25日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和８年６月10日、職業無職

被相続人　亡　内海　　晶

催告期間満了日　平成25年６月28日

東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１８５６号

東京都港区虎ノ門３丁目25番２号ブリヂストン虎ノ門ビル１Ｆ

申立人　笠井　　治

本籍新潟県柏崎市西本町３丁目960番地、最後の住所東京都練馬区旭町２丁目43番６号小松荘101号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推定平成23年10月11日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和11年３月２日、職業不詳

被相続人　亡　渡邉　貞夫

催告期間満了日　平成25年６月28日

東京家庭裁判所